

群馬県警察

指定自動車教習所を卒業して、学科・技能試験共に免除される方 (大型・中型免許)

既に、他の免許証(原付、小特及び自二を除く。)を持っていて、指定自動車教習所で教習を修了し、卒業証明書を有する方

◎ 受験資格

○ 中型免許の場合

20歳以上(年齢要件)で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して2年以上(経験年数要件)の方

※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降

受験資格特例教習(年齢要件が担保する自己制御能力と経験年数要件が担保する危険予測・回避能力を養成することを目的とした教習)修了者は、19歳以上で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して1年以上の方

※ 中型免許を受験する場合は、あらかじめ中型仮免許又は大型仮免許を取得していること。

○ 大型免許の場合

21歳以上(年齢要件)で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して3年以上(経験年数要件)の方

※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降

受験資格特例教習(年齢要件が担保する自己制御能力と経験年数要件が担保する危険予測・回避能力を養成することを目的とした教習)修了者は、19歳以上で、現に普通免許等を受けており、その免許経歴(免許停止期間を除く。)が通算して1年以上の方

※ 大型免許を受験する場合は、あらかじめ大型仮免許を取得していること。

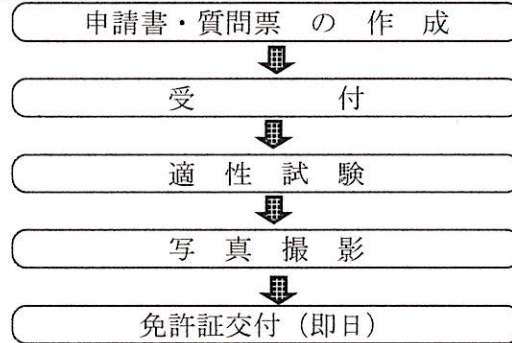
受付時間	月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始の休日を除く。)
	午後1時～午後1時30分
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口

必要書類等	○ 運転免許申請書(窓口で配布)及び質問票(記載台に備置き)
	○ 運転免許証及び表裏のコピー (注) 運転免許証が破損・汚損して本人確認できない場合は、事前に再交付を受けて、新しい運転免許証を持参してください。 (注) 記載事項に変更のある場合は、各地区交通安全協会又は総合交通センターで事前に変更してください。 (注) 過去に運転経歴があり、現在お持ちの免許証の経歴が受験資格に満たない方は、運転免許経歴証明書が必要です。この証明書は、自動車安全運転センター(☎027-253-1102)で発行しています。
	○ 申請書用写真1枚 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景
	○ 卒業証明書(検定合格の日から起算して1年を経過しないもの)
	○ 仮運転免許証
	※ 令和4年5月13日改正道路交通法施行以降 修了証明書(受験資格特例教習修了者) 他免種を受験済みで既に修了証明書を提出済みの方は、過去に受験資格特例教習を修了した旨を申し出てください。

手数料	
受験手数料	1,550円
交付手数料	2,050円
計	3,600円


手続の順序

※ 免許証交付まで外出できません。



※ 免許証の交付は、午後4時頃となります。(ただし、その日の受験者数等の状況により前後します。)

問合せ先 **運転免許課(学科試験係) 027 - 253 - 9300**

 運転免許試験へ